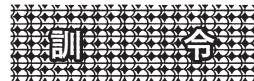


(別表第3)(第4条関係)

次長が専決する事項

- 1 通知、照会及び回答等（局長が専決する事項を除く。）
- 2 職員（局長、参事及び次長を除く。）の服務
- 3 職員の出張
- 4 物品取扱員の任免
- 5 その他軽易なこと

監査委員事務局



長野県訓令第10号

本府内部部局
現地機関
労働委員会事務局

職員安全衛生管理規程（平成元年長野県訓令第6号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

長野県知事 村井 仁

第6条第2項中「総務部職員サポートチームリーダー」を「総務部職員課長」に改める。

「第10条第3項の表中 総務部職員サポートチーム顧問医」を

「総務部職員課顧問医」に改める。

第12条第9項中「総務部職員サポートチーム」を「総務部職員課」に改める。

第19条第1項及び第2項、第20条第1項から第3項まで並びに第25条第1項中「総務部職員サポートチームリーダー」を「総務部職員課長」に改める。

第26条第10項中「総務部職員サポートチーム」を「総務部職員課」に改める。

職員サポートチーム

公告

長野県労働委員会規程（昭和33年10月27日県報）の一部を、平成18年10月25日、次のとおり改正し、平成18年11月1日から施行します。

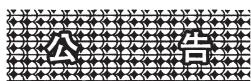
平成18年10月31日

長野県労働委員会

第9条第2項及び第10条中「チームリーダー」を「課長」に改める。

別表第1の7及び別表第2中「チームリーダー」を「課長」に改める。

労働委員会事務局



長野県訓令第11号

本府内部部局
企業局 本府
議会事務局
行政委員会事務局
監査委員事務局
警察本部

長野県庁消防規程（昭和46年長野県訓令第14号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

長野県知事 村井 仁

第2条第4号中「チームリーダー等」を「課長等」に、「本府のチーム又は室の長、企業局の本府のチームリーダー」を「本府の課長、企業局の本府の課長」に、「教育委員会事務局のチームリーダー、監査委員事務局長」を「教育委員会事務局の課長、監査委員事務局次長」に改める。

第4条第2項中「総務部財産活用チームリーダー」を「総務部管財課長」に、「総務部財産活用チームのユニットリーダー」を「総務部管財課課長補佐」に、「チームリーダー等」を「課長等」に改め、同条第3項中「総務部財産活用チーム内」を「総務部管財課内」に改める。

第7条第1項中「チーム及び室（チームリーダー等）」を「課（課長等）」に改め、同条第2項中「チームリーダー等」を「課長等」に改め、同条第3項中「チームリーダー等」を「課長等」に、「そのチーム及び室」を「その課」に改める。

第8条第1項中「財産活用チーム」を「管財課」に改める。

財産活用チーム

長野県訓令第12号

本庁内部部局
現地機関

長野県文書規程（昭和44年長野県訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

長野県知事 村井 仁

第2条第3号中「チームリーダー」を「課長」に、「チームの長」を「課の長」に改め、同条第6号中「主管チーム」を「主管課」に、「チーム」を「課」に改め、同条第7号中「主管チームリーダー」を「主管課長」に、「主管チームの長」を「主管課の長」に改め、同条第8号中「主務チーム」を「主務課」に、「チーム（チーム）」を「課（課）」に改める。

第3条（見出しを含む。）中「チームリーダー」を「課長」に改める。

第4条中「主管チームリーダー」を「主管課長」に改める。

第5条（見出しを含む。）中「情報公開・法規チームリーダー」を「情報公開・法務課長」に改める。

第6条第1項中「チーム」を「課」に改め、同条第2項中「チームリーダー」を「課長」に改める。

第11条中「主管チームリーダー」を「主管課長」に改める。

第13条第1項中「情報公開・法規チームリーダー」を「情報公開・法務課長」に改める。

第18条第2項中「情報公開・法規チームリーダー」を「情報公開・法務課長」に、「主管チームリーダー」を「主管課長」に改め、同条第3項及び第4項中「主管チームリーダー」を「主管課長」に改める。

第28条の2第2項中「主管チームリーダー」を「主管課長」に、「情報公開・法規チームリーダー」を「情報公開・法務課長」に改める。

第29条中「関係の部長及びチームリーダー」を「関係部課長」に改める。

第32条第1項中「○○チーム」を「○○課」に改める。

第37条第1項中「主管チーム」を「主管課」に、「情報公開・法規チームリーダー」を「情報公開・法務課長」に改め、同条第2項中「主管チーム名」を「主管課名」に、「主管チームリーダー」を「主管課長」に改め、同条第3項中「主管チームリーダー」を「主管課長」に改める。

第39条第1項中「情報公開・法規チームリーダー」を「情報公開・法務課長」に、「主管チームリーダー」を「主管課長」に改め、同条第2項中「主管チームリーダー」を「主管課長」に改める。

第40条及び第41条中「主管チームリーダー」を「主管課長」に、「情報公開・法規チームリーダー」を「情報公開・法務課長」に改める。

第42条中「情報公開・法規チームリーダー」を「情報公開・法務課長」に改める。

第43条の見出し及び同条第4項中「主管チーム又は主務チーム」を「主管課又は主務課」に改める。

第44条第1項及び第46条第2項中「情報公開・法規チームリーダー」を「情報公開・法務課長」に改める。

第49条第1項中「主管チームリーダー」を「主管課長」に、「主務チームリーダー」を「主務課長」に改め、同条第2項中「主管チームリーダー」を「主管課長」に、「情報公開・法規チームリーダー」を「情報公開・法務課長」に改め、同条第5項中「主管チームリーダー」を「主管課長」に、「文化財・生涯学習チームリーダー」を「文化財・生涯学習課長」に改める。

第49条の2第1項第5号中「主管チームリーダー又は主務チームリーダー」を「主管課長又は主務課長」に改める。

第50条第1項中「情報公開・法規チームリーダー」を「情報公開・法務課長」に改め、同項第1号中「チーム及びチームリーダー」を「課及び課長」に、「主管チームリーダー」を「主管課長」に改め、同項第2号中「主管チームリーダー」を「主管課長」に改め、同項第4号中「秘書広報チームリーダー」を「秘書課長」に、「会計チームリーダー」を「会計課長」に、「担当するチームリーダー」を「担当する課長」に改め、同項第5号及び第6号中「主管チームリーダー」を「主管課長」に改め、同条第2項及び第3項中「情報公開・法規チームリーダー」を「情報公開・法務課長」に改める。

第52条第1項中「主管チーム」を「主管課」に改め、同条第2項中「チームリーダー」を「課長」に改め、同条第3項中「チームリーダーが」を「課長が」に、「情報公開・法規チームリーダー」を「情報公開・法務課長」に改める。

第52条の2及び第52条の3第1項中「主管チームリーダー」を「主管課長」に改める。

第53条第1項中「情報公開・法規チームリーダー」を「情報公開・法務課長」に改め、同条第2項中「主管チームリーダー」を「主管課長」に改め、同条第3項中「チームリーダー」を「課長」に改め、同条第4項中「主管チームリーダー」を「主管課長」に改める。

第54条第1項中「主管チームリーダー」を「主管課長」に、「情報公開・法規チームリーダー」を「情報公開・法務課長」に改め、同条第2項中「主管チームリーダー」を「主管課長」に改める。

第55条第1項中「主管チームリーダー」を「主管課長」に、「情報公開・法規チームリーダー」を「情報公開・法務課長」に改め、同条第2項から第4項まで中「情報公開・法規チームリーダー」を「情報公開・法務課長」に改める。

第56条第1項中「情報公開・法規チームリーダー」を「情報公開・法務課長」に、「主管チームリーダー」を「主管課長」に改め、同条第2項及び第3項中「主管チームリーダー」を「主管課長」に改める。

第56条の2第1項中「主管チームリーダー」を「主管課長」に改める。

第57条第1項第1号、第4号及び第5号、第57条の2から第58条まで、第60条第1項及び第3項、第61条並びに第61条の2中「主務チームリーダー」を「主務課長」に改める。

別表第1の1及び2中「チーム」を「課」に改める。

別表第2の1中

(1) 都道府県の課長に発する公文 (2) 市町村の課長に発する公文 (3) その他チームリーダー名によることを適當とする公文	チームリーダー名
---	----------

を

(1) 都道府県の課長に発する公文 (2) 市町村の課長に発する公文 (3) その他課長名によることを適當とする公文	課長名
--	-----

に改める。

別表第3の1を次のように改める。

部（局）課の名称		記号
危機管理局	消防課 危機管理防災課	消 危
企画局	企画課 政策評価課 土地・景観課 交通政策課 人権・男女共同参画課 国際課 NPO活動推進課 情報政策課 統計課	企 政評 土景 交 人權 國際 N推 情政 統
総務部	秘書課 人事課 職員課 財政課 管財課 税務課 広報課 情報公開・法務課 情報公開・法務課行政情報センター 市町村課 行政改革推進課 総務事務課	秘 人 職 財 管 稅 広 情法 情行 市町 行 總
社会部	福祉政策課 地域福祉課 長寿福祉課 障害福祉課 障害者自立支援課 こども・家庭福祉課 労働福祉課	福政 地福 長福 障 障 障 自 こ家 労福
衛生部	医療政策課 県立病院課 健康づくり支援課 食品・生活衛生課 薬事管理課	医政 病 健 食生 藥
生活環境部	環境政策課 水環境課 生活排水対策課 自然保護課 廃棄物対策課 廃棄物監視指導課 生活文化課 生活文化課交通事故相談所	環政 水 生排 自保 廢對 廢監 生 生交相
商工部	産業政策課 ビジネス誘発課 ものづくり振興課 雇用・人材育成課	产政 ビ誘 も 雇人
農政部	農業政策課 農業技術課 園芸特産課 畜産課 農地整備課 農村振興課	農政 農技 園 畜 農整 農振

林務部	森林政策課 林業振興課 森林整備課 信州の木活用課	森政 林振 森整 信木
土木部	土木政策課 都市計画課 道路課 河川課 砂防課	土政 都 道 河 砂
住宅部	建築管理課 建築管理課宅地住宅相談所 住宅課 施設課	建 建宅 住 施
会計局	会計課 検査課	会 檢

別表第3の2中

消防学校	消学	」を
------	----	----

佐久総務事務センター 上小総務事務センター 諏訪総務事務センター 上伊那総務事務センター 下伊那総務事務センター 木曽総務事務センター 松本総務事務センター 北安曇総務事務センター 長野総務事務センター 北信総務事務センター 消防学校	佐総 上小総 諏総 上伊総 下伊総 木総 松総 北安総 長総 北信総 消学	」に、
---	---	-----

犀川コモンズ・砂防センター 姫川コモンズ・砂防センター 土尻川コモンズ・砂防センター	犀 姫 土	」を
--	-------------	----

犀川砂防事務所 姫川砂防事務所 土尻川砂防事務所	犀 姫 土	」に改める。
--------------------------------	-------------	--------

別表第3の備考の2を次のように改める。

2 地方事務所にあつては、文書記号の後に課名の頭文字を付すること。ただし、地域政策課にあつては、「政」の文字を、農地整備課にあつては、「農整」の文字を付すること。

別表第3の2の礼式の項中「秘書チーム」を「秘書課」に、「チーム」を「課」に改め、同2の議会の項中「財政改革チーム及び文書主管チーム」を「財政課及び文書主管課」に改め、同2の法規の項中「主管チーム」を「主管課」に改め、同2の庶務・人事・給与・服務・福利厚生・諸給付等の項中「文書主管チーム」を「文書主管課」に、「人事主管チーム」を「人事主管課」に改め、同2の県治の項中「主管チーム」を「主管課」に改め、同2の財務の項中「財産主管チーム」を「財産主管課」に改める。

別表第4の県の機関の項中「コモンズ・砂防センター」を「砂防事務所」に改める。

様式第1号中「チーム（枚中の）」を「課（枚中の）」に改める。

様式第2号中	「主管（務）チーム名」	」を	「主管（務）課名」	」に改める。
様式第4号中	「知事部・チー ムリーダー」	」を	「知事部・課長」	」に、

「チームリーダー」を「課長」に改める。

〔 様式第5号の起案用紙甲中 (何々) チーム 印番 (内線:) を 〕

「(何々) 課 印番 (内線:) に、」

「(何々) 部長 (何々) チームリーダー」を

「(何々) 部長 (何々) 課長」に改める。

〔 様式第6号の起案用紙乙及び起案用紙乙施行用中「長野県 部(局) チームリーダー」を「長野県 部(局) 課長」に改める。〕

〔 様式第9号中「長野県(何々)部(局)(何々)チームリーダー」を「長野県(何々)部(局)(何々)課長」に改める。〕

〔 様式第13号中「部(局・所) チーム」を「部(局・所) 課」に改める。〕

〔 様式第14号中 チーム を 課 に改める。〕

〔 様式第14号の2中「チーム(所)」を「課(所)」に改める。〕

〔 様式第14号の3中「部(局・所) チーム」を「部(局・所) 課」に改め、同様式の備考の3中「主管チーム又は主務チーム」を「主管課又は主務課」に改める。〕

〔 様式第16号の特殊文書等収配カード(甲)及び特殊文書等収配カード(乙)中 チーム を 課 に、〕

「知事 出納長 部(局) 長
チームリーダー」

を

「知事 出納長 部(局) 長
課 長」

に改め、

〔 様式第1号中「長野県総務部情報公開・法規チームリーダー」を「長野県総務部情報公開・法務課長」に改める。〕

同様式の特殊文書等収配カード中

「 所長
チームリーダー
所長
チームリーダー
所長
チームリーダー 」

を

「 所長
課長
所長
課長
所長
課長 」

に改める。

〔 様式第17号中 「チーム(所)」を「課(所)」に改める。〕

〔 様式第19号の1 一般小包中「チーム」を「課」に改める。〕

情報公開・法規チーム

長野県訓令第13号

本庁内部部局
現地機関

長野県マイクロフィルム文書管理規程(平成元年長野県訓令第15号)の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

長野県知事 村井仁

第2条第6号中「主管チームリーダー」を「主管課長」に、「チーム」を「課」に改める。

第3条及び第4条第2号中「情報公開・法規チームリーダー」を「情報公開・法務課長」に改める。

第5条中「情報公開・法規チームリーダー」を「情報公開・法務課長」に、「主管チームリーダー」を「主管課長」に改める。

第6条第2項及び第7条中「情報公開・法規チームリーダー」を「情報公開・法務課長」に改める。

第8条第1項中「情報公開・法規チーム」を「情報公開・法務課」に改め、同条第2項中「チームリーダー」を「課長」に改める。

第11条、第12条第1項、第14条、第15条及び第17条中「情報公開・法規チームリーダー」を「情報公開・法務課長」に改める。

〔 様式第1号中「長野県総務部情報公開・法規チームリーダー」を「長野県総務部情報公開・法務課長」に改める。〕

〔 様式第3号中「長野県総務部情報公開・法規チームリーダー」を「長野県総務部情報公開・法務課」に改める。〕

情報公開・法規チーム

長野県訓令第14号

本庁内部部局
現地機関

長野県公印規程（昭和31年長野県訓令第29号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

長野県知事 村井 仁

第5条及び第11条第3項中「情報公開・法規チームリーダー」を「情報公開・法務課長」に改める。

別表中	「	情報公開・法規チームリーダー	」	「	情報公開・法務課長	」
		情報公開・法規チームリーダー			情報公開・法務課長	
		秘書チームリーダー			企画課長	
		ユマニテ・人間尊重チームリーダー			情報公開・法務課長	
		情報公開・法規チームリーダー			福祉政策課長	
		福祉健康政策チームリーダー			医療政策課長	
		医務チームリーダー			環境政策課長	
		地球環境チームリーダー			産業政策課長	
		産業政策チームリーダー			農業政策課長	
		農業政策チームリーダー			森林政策課長	
		林業振興チームリーダー			土木政策課長	
		県土活用支援チームリーダー			建築管理課長	
		建築まちづくりチームリーダー				
		情報公開・法規チームリーダー				
		情報公開・法規チームリーダー				
		情報公開・法規チームリーダー				
		情報公開・法規チームリーダー				
		情報公開・法規チームリーダー				
		土地・景観チームリーダー				
		コモンズ福祉チームリーダー				
		コモンズ福祉チームリーダー				
		コモンズ福祉チームリーダー				
		コモンズ福祉チームリーダー				
		コモンズ福祉チームリーダー				
		農業政策チームリーダー				
		地方事務所長				
		農業政策チームリーダー				
		林業振興チームリーダー				
		森林づくりチームリーダー				
		県土活用支援チームリーダー				
		建設事務所長				
」を「に、						
	「	建設事務所長	」	「	建設事務所長	」
		千曲川流域下水道建設事務所長			千曲川流域下水道建設事務所長	
		河川改良事務所長			河川改良事務所長	
		コモンズ・砂防センター所長			砂防事務所長	
		情報公開・法規チームリーダー			情報公開・法務課長	
		情報公開・法規チームリーダー			情報公開・法務課長	
		情報公開・法規チームリーダー			情報公開・法務課長	
		情報公開・法規チームリーダー			情報公開・法務課長	
		土地・景観チームリーダー			土地・景観課長	
		」を「に、				

知事職務代理者印 (用地事務嘱託登記専用)	建設事務所長 河川改良事務所長 コモンズ・砂防セ ンター所長	方 30	長野県 事職務 代理者印 土木用地嘱託登記専 用
副知事印	情報公開・法規チ ームリーダー	方 27	長野県 副知事印
出納長印	会計チームリーダ ー	方 24	長野県 出納長印
出納長印 (小切手専用)	会計チームリーダ ー	方 15	長野県 出納長印
出納長職務代理者印	会計チームリーダ ー	方 23	長野県 出納長職務 代理者印
副出納長印	会計チームリーダ ー	方 23	長野県 副出納長印
本庁内部部局の部（局）印	本庁内部部局の部 (局) の長が指定 するチームリーダー ^{（室長）}	方 39	長野県 何々部（局）
本庁内部部局の部（局）長印	本庁内部部局の部 (局) の長が指定 するチームリーダー ^{（室長）}	方 24	長野県 何々部（局） 長印
本庁内部部局のチーム（室）印	本庁内部部局のチ ームリーダー（室 長）	方 36	長野県 何々部（局） 何々チーム（室）
本庁内部部局のチームリーダー (室長) 印	本庁内部部局のチ ームリーダー（室 長）	方 21	長野県 何々部（局） 何々チームリーダー (室長) 印
会計局印	会計チームリーダ ー	方 39	長野県 会計局
会計局長印	会計チームリーダ ー	方 24	長野県 会計局長印
会計局会計チームリーダー印	会計チームリーダ ー	方 21	長野県会計局 会計チームリーダ ー印

を

知事職務代理者印 (用地事務嘱託登記専用)	建設事務所長 河川改良事務所長 砂防事務所長	方 30	長野県 知事職務代理者印 土木用地嘱託登記専用
副知事印	情報公開・法務課長	方 27	長野県 副知事印
出納長印	会計課長	方 24	長野県 出納長印
出納長印 (小切手専用)	会計課長	方 15	長野県 出納長印
出納長職務代理者印	会計課長	方 23	長野県 出納長職務代理者印
副出納長印	会計課長	方 23	長野県 副出納長印
本庁内部部局の部（局）印	本庁内部部局の部（局）の長が指定する課長	方 39	長野県 何々部（局）
本庁内部部局の部（局）長印	本庁内部部局の部（局）の長が指定する課長	方 24	長野県 何々部（局）長印
本庁内部部局の課印	本庁内部部局の課長	方 36	長野県 何々部（局） 何々課
本庁内部部局の課長印	本庁内部部局の課長	方 21	長野県 何々部（局） 何々課長印
会計局印	会計課長	方 39	長野県 会計局
会計局長印	会計課長	方 24	長野県 会計局长印
会計局会計課長印	会計課長	方 21	長野県会計局 会計課長印

に、

地方事務所県税チームリーダー
県税チームリーダー
会計チームリーダー
出納員

地方事務所税務課長
税務課長
会計課長
出納員

に、

チーム(室) 現金取扱員印	本庁内部部局のチームリーダー(室長)	方 20	長野県 何々部(局) 何々チーム(室) 現金取扱員印
会計局現金取扱員印	会計チームリーダー	方 20	長野県 会計局 現金取扱員印

を

課現金取扱員印	本庁内部部局の課長	方 20	長野県 何々部(局) 何々課 現金取扱員印
会計局現金取扱員印	会計課長	方 20	長野県 会計局 現金取扱員印

に、

県税チーム現金取扱員印 (県税等領収専用)	県税チームリーダー	を	税務課現金取扱員印 (県税等領収専用)	税務課長	に、
--------------------------	-----------	---	------------------------	------	----

「情報公開・法規チームリーダー」を「情報公開・法務課長」に改める。

様式第2号中 「主管チーム名」を「主管課名」に改める。

情報公開・法規チーム